

# 法人会だより



新潟県中学校大会女子リレー 十日町南中学校



インターハイ男子リレー 十日町高校



インターハイ女子リレー 十日町高校



新潟県中学大会  
女子リレー優勝！  
十日町南中学校



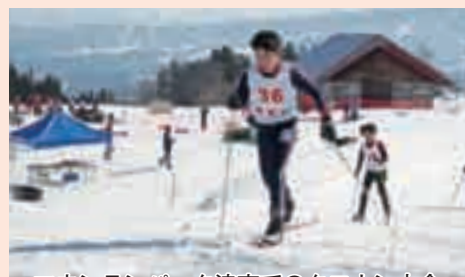
第99回全日本選手権女子5km優勝！  
児玉美希選手（十日町高校出身）



第70回インターハイ  
男子リレー初優勝！  
十日町高校



インターハイ女子リレー準優勝 十日町高校



マウンテンパーク津南でのクロカン大会



第99回全日本選手権男子フィニッシュシーン



十日町市吉田クロスカントリー競技場での全日本選手権



松之山温泉スキー場でのアルペン大会

(写真提供：(株)妻有新聞社・(株)十日町新聞社・松之山温泉スキー場・十日町市スキー協会)

### ■コロナなんかには負けるな！豪雪の越後妻有地域勢スキーで大活躍!!

十日町高校男子、苦節70年 悲願の初優勝一。

長野県飯山市で2月に開催された第70回インターハイリレー競技で、十日町高校男子が優勝、女子が準優勝に輝きました。又、十日町市吉田クロスカントリー競技場では1月に全日本スキー選手権が3年ぶりに開催され、このコロナ禍、日本のトップアスリートが豪雪地十日町で熱い戦いを展開しました。

十日町市・津南町の「越後妻有地域」では、今冬のコロナ禍、万全な体制で地域関係者一丸となって全国各地からの選手関係者をお迎えし、安全安心に各種スキー大会を開催し、それに応え地元の選手達が素晴らしい成績を残しました。

### ■主な内容

- 会長あいさつ……………2
- 受賞おめでとう……………3
- 女性部会の活動・青年部会の活動……………4
- 知識の窓……………5
- 令和3年度 税制改正に関する提言……………6～7
- 社長さん こんにちは……………8～9
- 税務署からのお知らせ……………10～11



## コロナ禍の1年

公益社団法人 十日町法人会

会長 関谷克浩

私が十日町法人会の会長を拝命してからもうすぐ2年が経過しようとしております。その1年目は、昨年申し上げました通り改元そして消費税率の改定と軽減税率の実施が大きな出来事でした。そしてこの2年目は、本来ならば東京オリンピック・パラリンピック2020が盛大に開催され、大いに賑わったはずでした。

ところが昨年1月を境にコロナ禍が全世界を巻き込み、それまで常識とされていた日常を大きく変えざるを得ない状態となりました。その結果、我が国経済も大きな窮地に立たされ、今後さらに拡大するのではないかと強く懸念されるところであります。

そんな中、当会の事業も中止、中止の連続で活動が制約される歯がゆさがありますが、今年は11月に全国女性フォーラム新潟大会の開催が予定されております。これを含め、お役に立てる「公益」社団法人たる法人会活動を進めてまいりたいと存じますので皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

結びに、4月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染者が急拡大する中、この十日町地域でも新規感染者が増えておりますが、一刻も早く収束を迎えることをご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

### 市長・議長へ令和3年度税制改正に関する提言

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想されます。このため、新型コロナウイルス感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばなりません。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要です。

その為に公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

十日町法人会では、令和2年12月4日(金)、十日町市役所を関谷法人会会長と児玉税制委員長が訪問し、関口十日町市長と鈴木十日町市議会議長に税制提言書を手渡しました。



# 受賞おめでとうございます!

## 令和2年度 納税表彰

「税を考える週間」の令和2年11月13日(金)に、納税表彰の一環で、多年にわたり納税制度の普及発展に努められた6名の方に対して、今井正人十日町税務署長様から「税務署長賞」が授与されました。

### 受賞者名

児玉 義昭 ((公社)十日町法人会 理事)  
 関谷 靖 (十日町税務署管内小売酒販組合 理事)  
 瀧澤 邦夫 (十日町青色申告会連合会 理事)  
 高橋四美男 (十日町間税会 理事)  
 滝沢 重雄 ((公社)十日町法人会 理事)  
 本田 幸子 (十日町青色申告会連合会 理事)



※令和2年度 納税表彰式は中止となりました。

## 第7回 税に関する絵はがきコンクール

### 受賞者

#### ●十日町法人会会長賞

十日町市立下条小学校 渡辺美心都 さん

#### ●十日町税務署長賞

十日町市立松之山小学校 坂口 煌真 さん

#### ●十日町市租税教育推進協議会 十日町市長賞

十日町市立吉田小学校 久保田理彩 さん

#### ●十日町法人会女性部会長賞

十日町市立西小学校 村山 葵音 さん

#### ●金 賞

十日町市立松之山小学校 村山 颯真 さん

#### ●銀 賞

十日町市立西小学校 小堺 美旺 さん

十日町市立下条小学校 高橋 真娜 さん

#### ●銅 賞

十日町市立下条小学校 村山 紗和 さん

十日町市立下条小学校 小宮山夏稀 さん

十日町市立西小学校 小林 杏愛 さん

十日町市立松之山小学校 山口 姫衣 さん

十日町市立吉田小学校 小海 楽空 さん

令和2年11月24日(火)、十日町市立まつのやま学園において、第7回税に関する絵はがきコンクールにおける税務署長賞等の受賞者に、今井正人十日町税務署長様より表彰状が授与されました。



# 女性部会の活動

## ■ 社会貢献活動「未使用タオル寄贈」

女性部会では、社会貢献活動の一環として平成13年度から社会福祉施設等に会員から集めた未使用タオルの寄贈を続けております。

今年度は、3月5日に松代地域の社会福祉法人松代福祉会特別養護老人ホーム「ほくほくの里」へ未使用タオル200枚を寄贈しました。贈呈者は、女性部会長の小林房子さんと理事の古澤理恵さんです。施設を代表してタオルを受け取られた萬羽洋子さんからは「ありがとうございます。有効に活用させていただきます。」とコメントをいただきました。



左から入所者代表  
萬羽洋子さん  
女性部会 会長 小林房子  
女性部会 理事 古澤理恵

# 青年部会の活動

## ■ 租税教室

日本の未来を担う子供たちに税の仕組み・税の大切さを青年経営者及び青年経営幹部の立場で、今年度も小・中学校租税教室を6校で開催しました。

- 令和2年7月21日 十日町市立下条中学校3年生

講師：  
山田 剛



- 令和2年6月2日 十日町市立松代小学校6年生

講師：  
高橋 豪  
若井悠里



- 令和2年6月4日 十日町市立十日町小学校6年生

講師：  
藤巻優樹  
柳 典孝



- 令和2年12月15日 十日町市立東小学校6年生

講師：  
馬場浩一



- 令和2年12月16日 十日町市立下条小学校6年生

講師：  
長谷川吉徳  
山田 剛



- 令和3年1月18日 十日町市立馬場小学校5・6年生

講師：  
村山隆美



## 知識の窓



# 一括投資とつみたて投資 その違いは!?

DCプランナー（日本商工会議所）  
CFP（日本FP協会）  
中小企業診断士

池田 隆

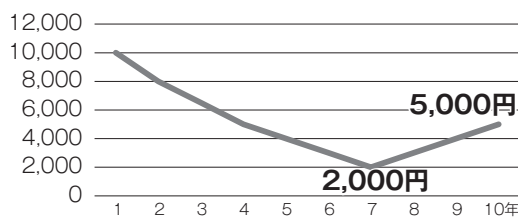
日経平均株価が、30年半ぶりに3万円台乗せを再度うかがい、米国株も最高値を更新しています。これは、さらなる高みへの途上なのか？それともバブルなのか？専門家の意見も分かれています。そもそも残念なことに、ほとんどの人は投資を「誤解」しています。「下がったら損をする」「投資をする商品の成績が大事」「投資は始めるタイミングが重要」と思い込んでいます。確かに、一括投資はその通りですが、つみたて投資（ドルコスト平均法）の場合は違います。

## ◎投資や運用の「3大誤解」

- ①下がったら損をする
- ②商品の成績が大事
- ③始めるタイミングが重要

【問題】毎月1万円ずつ10年間、次の商品に「つみたて投資」をした場合、10年後にいくらになるでしょうか？

\*投資金額 1万円×12か月×10年間=120万円



①72万円 ②90万円 ③139万円（正解は③）

## ◎投資の成績は「量」と「価格」の掛け算で決まる

投資の成績 = **量** × **価格**

### ステップ①：投資とは「量」を買うこと

まず、最初に重要なのは、「投資は『量』を買っている」という点です。スーパーで、りんごが100円の時、10,000円払うと100個買えます。これと同じで、10,000円を投資すると、それで買えるだけの金融商品「量」（口数）が買えます。『投資は「量」を買う行為』なのです。

#### ポイント① 投資とは量をかう行為

- ・投資をするのは、りんごを買うのと同じ
- ・スーパーで、1個100円のリんごを1万円分買うと100個買える
- ・値段が100円の株を1万円分買うと、100株買える

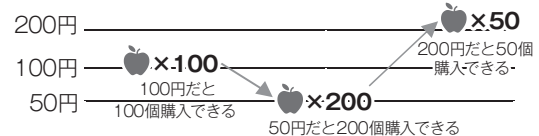
### ステップ②：毎回、買える「量」が変わる

次のポイントは、毎回買える「量」が変わる点です。

例えば、りんごが100円の時1万円払うと100個、翌月、りんご50円に値下がりすると200個、さらに翌月、200円に値上がりしたら今度は50個しか買えません。

商品の「価格」が下がると、多くの「量」が買え、上がると、買える「量」が減るのです。この様に、ある商品を決まった金額ずつ買うと、商品の「価格」により、買える「量」が変わるのです。これは「ドルコスト平均法」でも同じです。

#### ポイント② 毎回、買える量がかわる



### ステップ③：買った「量」を積み上げる

三つ目のポイントは、買い込んだ「量」を積み上げる点です。

ドルコスト平均法は、買い込んだ「量」を積み立てていくので、日本語で「積立投資」と呼ばれます。

#### ポイント③ 買った量を積み上げていく



### 350個のリんごを200円で販売したらいくらになる？

今350個のリんごを持っています。1つ200円で売りました。いくら現金が入るでしょうか？答えは70,000円です。これが「量」×「価格」の考え方です。毎月コツコツと「量」を買い込み、「量」をたくさん積み上げていきます。それを最後の「価格」で評価するのです。

投資の公式 投資の成績 = 量 × 価格  
70,000円 = 350個 × 200円

澤上篤人氏 さわかみ投信会長「金融バブル崩壊 長期投資がいよいよ真価を発揮する！」日経BP

そもそも、本格派のアクティブ運用がインデックス運用に勝てないとするは、おかしいのだ。平均株価などインデックスはしょせん玉石混交の銘柄組入れにすぎない。一方、本格派のアクティブ運用は玉と思われる企業群を選別して投資する。この違いは大きい。5年を超える長期的な運用の成果では、玉と思しき企業をたっぷり組み入れたアクティブ運用が、グリーンと輝きを増して当然である。それも時間が経てば経つほど、インデックス運用との差が広がってしまうはずである。

◆ご質問・個別相談等は、お気軽にお問い合わせください。 [success@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:success@cocoa.ocn.ne.jp)

お問合わせ・ご相談 有限会社サクセスプラン

〒948-0031 十日町市山本町1丁目204  
☎025-757-2058

# 令和3年度 税制改正に関する提言（要約）

## I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- ・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。
- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
  - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
  - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
  - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
  - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
  - (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
  - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- ・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

## II. 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

- ・中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。
- (1) 法人税率の軽減措置
  - 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
  - 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
  - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
  - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
  - 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
  - なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。
- (4) 役員給与の損金算入の拡充
  - ① 役員給与は原則損金算入とすべき。
  - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

### 2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。
- ・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを

指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### 3. 事業承継税制関係

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
  - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
  - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し  
令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
  - ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
  - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
  - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止  
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

### (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

### (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

## Ⅲ. 地方のあり方

・今般の新型コロナウィルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## Ⅳ. 震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

社長さん

## こんにちは

## 株式会社 エスディーコーポレーション

代表取締役 福崎 由希子 さん

今回の“社長さんこんにちは”は十日町市にありません株式会社エスディーコーポレーション様へおじゃまして、福崎社長にいろいろお話を伺いました。



## 「お客様の健康をトータルにサポートしたい」

☆本日はお忙しいところ、法人会の取材にお時間をいただきありがとうございます。まず、社名のエスディーコーポレーションの由来を教えてくださいませんか？

福崎社長：エスディーは“ソーシャル・デザイン”の略です。つまり“社会をデザインする”という創業時の想いから名付けました。私の嫁ぎ先は「田麦そば」でして、やはり食に興味がありました。この地域の特産品を発信したいと思いました。私の2人の子供もスポーツをしており、食べ物と健康の密接な関係を痛感しており、食から健康へと興味が広がっていくのは自然な流れでした。



会社全景

☆現在、健康食品、機能性食品、健康器具などいろいろな商品を取り扱っていらっしゃいますが、創業の頃はどんな感じだったのですか？

福崎社長：最初は地域のそばや米などを販売していました。その後、お客様の方から健康食品のご相談があり、健康食品を取り扱うようになっていきました。



各種サプリメント

☆このパンフレットにある“ゼンブリン”とはどのような商品ですか？

福崎社長：ゼンブリンとは南アフリカ原産のハーブ「スケレティウム・トルツオーサム」から抽出されたエキスのことです。認知能力や記憶力、やる気や集中力がアップすると評判です。南アフリカの住民“ブッシュマン”の間で古くから活用されてきた



オリジナル商品のパンフレット

ものです。他にも食物繊維やオリゴ糖、乳酸菌やタウリンなどを摂ることができ健康補助食品も扱っています。



☆近々新製品が出るそうですね。

**福崎社長**：はい。加齢によって減少しがちな希少成分 NMN（ニコチンアミドモノヌクレオチド）を使った健康補助食品です。ちょっと歳をとったかな、と実感される方に特におススメです。



新製品の  
NMN30

☆どんどん出てくる新製品のアイデアはどこから出てくるのですか？

**福崎社長**：私たちのアイデアもありますが、お客様からの“こんな商品が欲しい”という声アイデアの源です。ただ、お客様の声に対して簡単には「はい」とは言えません。いろいろな検証をしてから製品化するからです。一つの商品が世に出るまで2～3年はかかりますね。失敗したこともありますし。ただ、おかげさまで現在では大手スポーツクラブ、エステ店、通販、大手企業など幅広いお客様とお取引引きさせてもらっています。



体に身に付ける空気清浄機

☆昨今、特に健康に関心が高まっていますね。

**福崎社長**：やはりどれか一つではなく、食事、サプリメント、運動とトータルに提供することが人の健康には大事なことだと思いますし、弊社ではそこを目指しています。健康で元気でないと、経済も活性化しませんしね。

☆海外とも取引があるそうですね。

**福崎社長**：5年前に台湾に支社を設立し、商品を輸出入しています。現在では、その他にもマレーシア、インドネシア、中国、ベトナムなど5ヶ国と取引があります。



中国の大手メーカーのビールも頼まれて販売している

☆女性の社長さんは当地では珍しいと思いますが…

**福崎社長**：主婦は子供も、お年寄りも、酒飲みの夫(笑)も面倒を見なければなりません。つまり様々な人の食事や健康に気遣っている存在なのです。その経験がこの事業に大変役立っています。

☆エスディーコーポレーションさんの強みはどこにありますか？

**福崎社長**：私は2人の子供の親として、また一主婦として、真にお客様の健康や美容のお役に立ちたいと思っています。本物と言われる為、多くの方々の協力を頂き、商品開発には納得するまで時間を掛けます。

☆最後に法人会の皆様に一言お願いいたします。

**福崎社長**：地元企業の方々と一緒にお仕事をしたいですね。たとえば、着物の展示会に弊社の商品を販売してもらったり、弊社の流通ルートで地元企業の商品を販売したり…。そんな「共創」ができるといいですね。

今後の夢は？とお尋ねしたら「十日町のおいしい食べ物食べて、運動して、楽しく暮らしたいです」とのこと。田麦そばの仕事もしているので、まだまだお忙しい日々が続きそうです。お体にお気をつけて今後のご活躍を期待しています。

インタビューア

法人会広報員会 関口憲太・滝沢重雄

十日町税務署からのお知らせ



# ネットが便利 申告・納税e-Tax

国税庁では、電子政府の実現の一環として「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及を進めています。

e-Taxは、オフィスからインターネットを利用して申告や納税の手続きができるなど納税者の方の利便性の向上を図るものであるとともに、国税当局の事務の効率化を目的としています。

代表的な利用内容について、以下のとおりご紹介させていただきます。

e-Taxの利用拡大の趣旨にご理解いただき、利用の促進について検討をお願いします。

## 1 ダイレクト納付

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署へ出向くことなく税金の納付ができます。

特に、源泉所得税の毎月納付など、利用回数の多い手続きに便利です。

また、ダイレクト納付を利用すると、複数の預貯金口座の利用が可能であり、確定申告により納付することが見込まれる金額について、予納（納期限前にはあらかじめ納付を行うこと）を定期に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことができます。

## 2 e-Taxによる納税証明書の交付請求

e-Taxでは、インターネットを利用して納税証明書の交付請求を行い、書面の納税証明書を税務署窓口又は郵送で受け取ることや電子納税証明書（電子ファイル）で取得することができます。

なお、納税証明書を税務署窓口で受け取る場合は、電子証明書やICカードリーダーがなくても必要事項を入力するだけでe-Taxソフト（WEB版）及びe-Taxソフト（SP版）から交付請求ができます。

また、手数料が安価（1税目1年度1枚370円 通常は400円）であり、窓口で納税証明書の交付を受ける際には、書面により請求する場合と比べて短い時間で受け取ることができます。

## 3 給与・公的年金等の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出

給与・公的年金等の源泉徴収票について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して作成しますと、給与支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申

告（e-Tax）用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

#### 4 e-Taxでのイメージデータ等による添付書類の提出

e-Taxで申告・申請等を行う場合の添付書類について、イメージデータによる提出やe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を利用した提出ができます。

イメージデータで提出可能な添付書類については、国税庁e-Taxホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

#### 5 法人税申告書の添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）を含めた電子申告による提出

令和2年4月1日以後に開始する事業年度等について、資本金の額等が1億円超などの要件に該当する大法人の確定申告書等の提出については、決算書等の財務諸表や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて電子的に提出することが義務付けられました。

これに伴い、国税庁では、大法人に該当しない法人についても、財務諸表や勘定科目内訳明細書といった添付書類の電子申告を利用した電子的提出を勧めており、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、つぎのような利用環境の整備を行い、利便性の向上を図りました。

- ① 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書について、従来のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出も可能になりましたので、企業内データを変換するための作業の軽減が図れます。  
（国税庁e-Taxホームページにおいて標準フォームを提供しています。）
- ② 財務諸表についても、従来のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出も可能になりましたので、企業内データを変換するための作業の軽減が図れます。  
（国税庁は勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを国税庁e-Taxホームページにおいて提供しています。）
- ③ 財務諸表の提出先が一元化され、法人税の電子申告により財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要です。

なお、法人税申告書の添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）を含めた電子申告についての詳細は国税庁e-Taxホームページをご覧ください。

#### 6 e-Taxの操作性向上のためのアンケート

国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を多くの皆様に利用していただけるよう、利用される皆様にとって利用しやすいシステムにしていきたいと考えています。

そのため、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの操作性等に関するアンケートを実施しています。



法人会の経営者大型総合保障制度

## 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。  
これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で  
会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社  
新潟支社 長岡営業所/  
新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)  
TEL 0258-32-1951

**AIG** AIG損害保険株式会社  
長岡支店/  
新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)  
TEL 0258-33-9009

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気やケガの備えに  
**NEW**

EVER Prime  
NEW/ 医療保険  
**EVER**  
Prime

心配な「がん」の備えに

アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Aflac** アフラック

新潟支社 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

**No.1**

アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度